

介護保険法施行規則の改正に伴う「総合相談支援事業の一部委託」について

標記の件については、今後、以下のとおり取り組んでいくこととしますので、ご報告します。

○地域包括支援センター(ケア 24)が行っている総合相談支援事業について、令和 6 年 4 月 1 日から、その一部を同センターから指定居宅介護支援事業者等に委託することが可能となります(別紙資料参照)。

○こうした一部委託を円滑に実施するためには、以下の条件等を整えていく必要があります。

- ・委託を希望する居宅介護支援事業者等における環境整備
(従事者の体制確保や研修の実施。事務所内相談スペースの整備など)
- ・地域包括支援センター(ケア 24)業務との一体性確保の仕組みづくり など

○このため、区としては、今後、ケア24業務との一体性確保の仕組みづくりを図った上で、環境が整った居宅介護支援事業者からの要請があった場合は、その都度、介護保険運営協議会の意見聴取を経て、ケア24からの一部委託を実施することとします。

【地域包括支援センターの体制整備等 (令和 6 年 4 月 1 日介護保険法施行規則改正)】

<改正の趣旨>

複雑化・複合化した住民ニーズへの対応、家族介護者支援の充実など、増大した地域包括支援センターの業務負担を軽減するため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、総合相談支援事務において、センターが地域住民への支援をより適切に行うことができるよう体制の整備を図る。

<改正の概要>

地域包括支援センターが行う総合相談業務について、地域包括支援センター(ケア 24)業務との一体性を確保した上で「指定居宅介護支援事業者等」にその一部を委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする(第 140 条 68 の3)。